

「教育 DX を支える基盤的ツールの整備・活用事業」
(教育データ利活用の加速化事業)
実証自治体 公募要領

内容

1	事業の趣旨	2
2	本事業における用語の定義	2
3	指定の対象	4
4	実施体制	4
5	実施内容	5
	（1）実証研究	5
	（2）実証研究結果の報告及び効果検証への協力	8
6	事業実施に当たっての留意点	8
7	応募手続き等	11
8	誓約書の提出	12
9	実証自治体の選定	13
10	本事業の実施経費の規模等	13
11	公募要領に関する連絡先・応募資料の提出先	14

1 事業の趣旨

GIGA スクール構想の開始から約5年が経過し、児童生徒の1人1台端末に様々なツールが導入されているが、各ツールの教育データは各ツール内で保存されているのみであることが多く、各種教育データを連携して表示・分析・利活用できる環境を作れている自治体は多くない。一部の先行自治体において、様々なツールから取得した教育データを利活用する取組が進んでいるが、まだまだ全国的な取組とはなっていない状況である。

文部科学省では、教育データの更なる利活用の取組を全国的に推進するため、「教育データを利活用したいけれど何から始めたら良いか分からない」という教育委員会の担当者を主な対象とし、教育データを利活用していくまでのステップについて解説した「今からはじめる！NEXT GIGA 教育データ利活用のステップ（β版）」（以下、「ステップ（β版）」という。）を令和6年度に公表した。ステップ（β版）は「β版」として、作成時点で想定される内容を整理したものであり、今後の実践や議論を踏まえて、ブラッシュアップを重ねて、現場に即したステップ（β版）に更新としていくこととしている。

令和6年度にも既に2つの自治体で実証を行ったが、令和7年度は、昨年度に続き、公募により指定した実証自治体において、教育データの利活用の目的設定から環境の構築、データの収集、分析、分析結果の活用までの一連のプロセスを実証したうえで、令和6年度及び令和7年度の自治体における実証から得られたノウハウをまとめてステップ（β版）に反映し、教育データ利活用推進する。

2 本事業における用語の定義

・ダッシュボード

組織に蓄積された大量のデータを収集、分析して簡潔にまとめ、集計値や表、グラフなどで視覚的に分かりやすく一覧化する機能を備えたシステムのこと

・校務系システム

校務系ネットワーク、校務系サーバ及び校務用端末から構成される校務系情報を取り扱うシステム、及び、校務系情報を扱う上で、適切なアクセス権が設定された領域で利用されるシステム

・学習系システム

学習系ネットワーク、学習系サーバ、学習者用端末及び指導者用端末から構成される学習系情報を取り扱うシステム、及び、学習系情報を扱う上で、適切なアクセス権が設定された領域で利用されるシステム。OS メーカーが標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェア¹、学習ツール（各種デジタル教材等）、デジタル教科書、MEXCBT 等を含む。

¹ 「ワープロソフト」、「表計算ソフト」、「プレゼンテーションソフト」、「インターネットブラウザ」、「コラボレーションツール」及び「web 会議システム」を想定

- ・アクセス制御

情報又は情報システムへのアクセスを許可する主体を制限すること

- ・強固なアクセス制御

インターネットを通信経路とする前提で、内部・外部からの不正アクセスを防御するために、利用者認証（多要素認証）、端末認証、アクセス経路の監視・制御等を組み合わせたセキュリティ対策を指す。利用者毎に情報へのアクセス権限を適切に設定するとともに、①アクセスの真正性、②端末・サーバ・通信の安全性の観点から、端末とクラウドサービスを提供するサーバ間の通信を暗号化し、認証により利用者のアクセスの適正さを常に確認しなければならない。

- ・監査ログ

システムの運用者・利用者等の操作内容を記録したファイル

- ・シングルサインオン

一度のユーザ認証によって複数のシステムの利用が可能になる仕組み

- ・データ連携機能付システム（仮称）

本公募要領では、複数の機能を有している統合的なシステムのうち、複数のツール・システムのデータをダッシュボードなどで可視化するデータ連携に必要な機能を含むものを指す。例として、相互運用標準モデル準拠ソフトウェア（以下、「学習 e ポータル」という。）や校務支援システム等が、そのような機能を具備していることが考えられる。

- ・学習 e ポータル

GIGA スクール構想で整備された 1 人 1 台環境と高速ネットワークを活かし、ソフトウェア間の相互運用性を確立して利用者にとっての操作性を向上させるとともに、教育データをより良く活用するために構想された、日本の初等中等教育向けのデジタル学習環境のコンセプトの、全体像や技術仕様、運用のルールなどをまとめた「相互運用標準モデル」に準拠したソフトウェアのこと。デジタルによる学習環境のハブの役割を果たす。

- ・文部科学省 CBT システム（MEXCBT）（以下、「MEXCBT」という。）

GIGA スクール構想により、児童生徒 1 人 1 台端末環境が整備されたことを踏まえ、児童生徒が学校や家庭において、国や地方自治体等の公的機関等が作成した問題を活用し、オンライン上で学習やアセスメントができる公的 CBT（Computer Based Testing）プラットフォームのこと。

- ・教育データ利活用のステップ（β版）（「ステップ（β版）」）

「教育データを活用したいけれど何から始めたら良いか分からない」という教育委員会の担当者向けに、教育データを利活用していくまでのステップについて解説した参考資料。（https://www.mext.go.jp/content/240801-mext_syoto01-

[000037261_2-2.pdf](#))。「パターン1」は、OS メーカーが標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアや学習ツール、学習 e ポータル、校務支援システムなどのツールや各ツールに付属するダッシュボードなどを単独で利用してデータ利活用する方法。「パターン2」は、複数のツール・システムと連携が可能となっている、データ利活用のためのデータ連携機能付システム(仮称)を利用して、データ利活用をする方法。「パターン3」は、システムを構築して複数のツール・システムのデータを集約し、独自のダッシュボードなどで可視化して、データを利活用する方法。

3 指定の対象

都道府県又は市区町村(政令指定都市含む)教育委員会

※詳細については、7(1)参照

4 実施体制

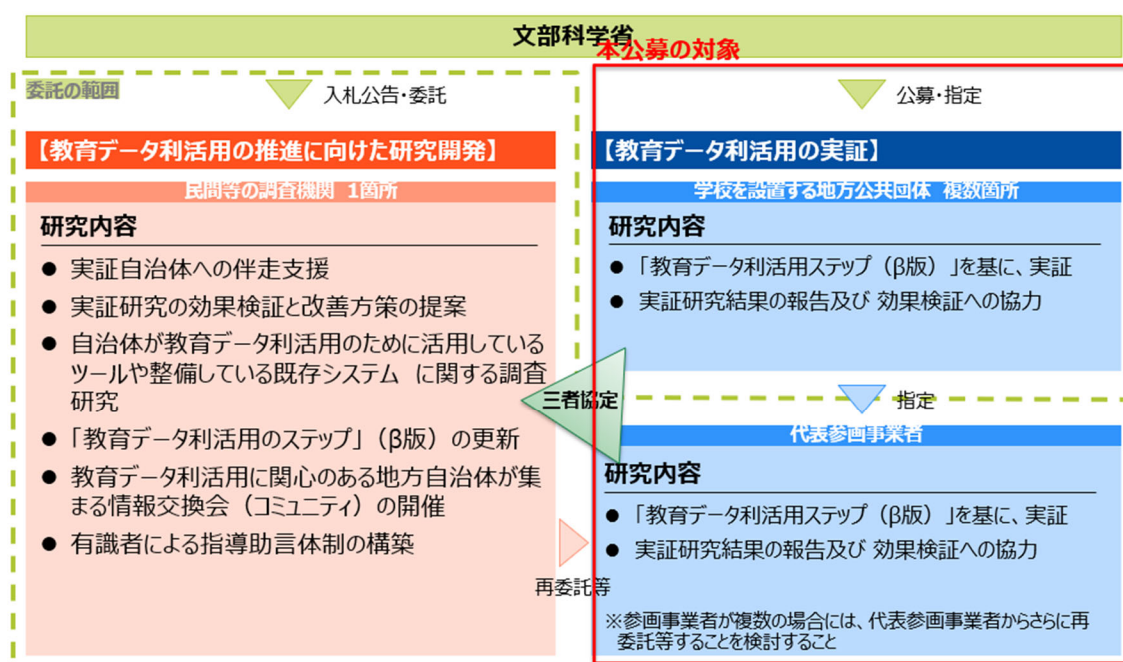
本事業の実施体制は、以下の通り。

- ・文部科学省は、本事業における実証自治体の公募とは別に実施する「教育データ利活用の加速化事業」の入札の結果、採択された事業者(以下、「受託者」という。)に当該事業の業務委託を行う。
- ・文部科学省は、本公募において採択された自治体(以下、「実証自治体」という。)を指定する。
- ・実証自治体は、実証研究のシステム構築等に共に取り組む事業者(以下、「参画事業者」という。)を指定する。参画事業者が複数の場合には、取りまとめを行う事業者(以下、「代表参画事業者」という。)も併せて指定する。
- ・受託者は、代表参画事業者又は参画事業者が1社のみの場合は当該参画事業者(以下、まとめて「代表参画事業者等」という。)に対し、実証研究に係る部分の再委託等を行う。
- ・代表参画事業者は、受託者とも相談の上、その他の参画事業者に対し、再々委託等を行うことを検討する。
- ・実証研究に必要な経費は、本事業の再委託費等として、受託者を通じて代表参画事業者等へ支払われる。
- ・受託者から代表参画事業者等への再委託等に当たっては、委託内容等の必要な事項を受託者と代表参画事業者等とで協議のうえ定め、受託者が契約書等の書面を作成することとする。
- ・受託者は、前述の受託者と代表参画事業者等との間で書面での取り決めの他、本事業における役割分担等、あらかじめ取り決める必要のある事項については、受託者、実証自治体、代表参画事業者等の三者において協議のうえ、協定を締結する等の方法により、別途規定し、協定書等の文書の作成を行う。なお、システム開発等にかかる開発・運用等の責任は実証自治体及び参画事業者が負うこととする。
- ・契約書及び協定書等の文書については、文部科学省の確認を得ること。また、専門家によるリーガルチェックを経ること。

- ・受託者は実証研究における検証結果について、文部科学省に成果報告書等を納品する。実証自治体及び参画事業者は、受託者が作成する成果報告書等の作成に協力することとし、成果報告書等の著作権は納品の完了をもって文部科学省に譲渡される。ただし、成果報告書等のうち、従来から第三者が著作権を有するものは、当該第三者に権利留保されるものとする。なお、成果報告書等（第三者に権利留保されている部分も含む）は、本事業の目的の範囲内において、文部科学省が自由に利用できるものとする。

【実施体制のイメージ図】

「教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用事業」（教育データ利活用の加速化事業） 全体像（イメージ）



5 実施内容

実証自治体等は、ステップ(β版)を踏まえ、次の事項に取り組むこととするしている。

なお、教育データ利活用の環境については、複数の在り方が考えられるが、本事業では、将来的な横展開を図る観点から、ステップ(β版)において整理されている3パターンの内、パターン2及びパターン3に関する実証研究を複数実施することとする。

(1) 実証研究

実証自治体及び代表参画事業者等(以下、「実証自治体等」という。)は、ステップ(β版)を踏まえたシステム環境構築等の実証研究を行う。具体的には、以下の通り。

- ① 目的設定、使うデータの決定、データの現状整理等（参照：ステップ（β版）IV.1～3、（2）4.及び（3）4.）

実証自治体等は、ステップ（β版）に記載の具体的な流れを踏まえ、データ利活用の目的設定を行った上で、使うデータの決定、データ有無や連携状況等の現状整理を行う。特に、実証自治体は、データ利活用の目的設定が重要であることに留意すること。

- ② システムの調達・導入による環境の構築（参照：ステップ（β版）IV.（2）5.及び（3）5～6.）

実証自治体等は、①で設定した目的のための教育データ利活用に必要なデータの取得や教育データ利活用のために必要なシステムの環境を構築する。既にシステム環境が整備されており、本事業では改修のみを実施する場合、実証自治体等は、その既存のシステム環境の概要及び改修内容を記載して提案すること。なお、システム環境の構築は、実証自治体の教育委員会に加え、域内の全ての学校で実現されることが望ましいが、地域の実態やニーズを踏まえ、一部の学校を重点校として位置づけることも可能とし、その場合は丁寧に事情や重点校の選定理由を提案内容に含めること。

また、ステップ（β版）を踏まえ、以下A）～D）の機能を全て取り入れた形での環境を構築することを原則とする。一部の機能を実現しない形での実証を希望する場合は、実証自治体は、具体的に導入しない機能を明確にし、理由を記載した上で提案を行うこと。

- A) 児童生徒の様々なデータを同一ユーザのものとして識別し管理・連携する仕組み
- B) 学習ツール等で学んだ内容を集約・蓄積できる仕組み及び 校務系データや学習系データなど、データ利活用に必要な様々なデータを連携し、包括的・容易に保管・管理する仕組み
- C) データへのアクセス制御を行う仕組み及び監査ログを管理する仕組み
- D) 教育委員会や学校（教職員）、児童生徒等がそれぞれ必要なデータをわかりやすく簡便に把握できるよう、データをダッシュボードで分析・可視化できる仕組み

【実証項目の具体的内容】

- A) 児童生徒の様々なデータを同一ユーザのものとして識別し管理・連携する仕組み

児童生徒が学習系システムで学んだ内容や学習の進捗状況や、校務系システムに保管されている児童生徒の情報等について、変換テーブルの実装やIDの統一等により、異なる学習系システム・校務系システムであっても、同一ユーザのものとして識別して管理・連携できるようにすること。

実証自治体で導入している学習系システム・校務系システムで管理されるデータ項目の内、データ利活用の目的に照らして必要な情報を対象にすること。

B) 学習ツール等で学んだ内容を集約・蓄積できる仕組み及び校務系データや学習系データなど、データ利活用に必要な様々なデータを連携し、包括的・容易に保管・管理する仕組み

児童生徒が学習系システムで学んだ内容や学習の進捗状況や、校務系システムに保管されている児童生徒等の情報等を包括的・容易に保管・管理する仕組みを実装すること。さらに、データ利活用の目的に応じて児童生徒等の情報に限らない校務系データや行政系データも含めた教育関係のデータを包括的・容易に保管・管理する仕組みも実装すると望ましい。

保管・管理の方法としては、システム間で自動連携して一つのデータベースで全てのデータを管理する方法のほか、システムを連携しデータをその都度取得する方法も可とするが、実証自治体等が手動で連携する方法は不可とする。

保管・管理するデータとしては、D)のダッシュボードで分析・可視化するデータは必須とするが、それ以外に今後ダッシュボードで活用する可能性があるデータは含めることが望ましい。

C) データへのアクセス制御を行う仕組み及び監査ログを管理する仕組み

システムの連携に伴い、教育委員会・学校（教職員）・児童生徒等の主体ごとに適切にデータへのアクセス制御と監査ログの管理を行う仕組みを実装すること。実証自治体で今回活用するシステムにおいて導入することとする。

その際、個人情報の適正な取扱いに留意するとともに、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月）」に準拠し、強固なアクセス制御による対策を前提とすること。

D) 教育委員会や学校（教職員）、児童生徒、保護者がそれぞれ必要なデータをわかりやすく簡便に把握できるよう、データをダッシュボードで分析・可視化できる仕組み

A)～C)の仕組みを実装した結果、D)のダッシュボードでの分析・可視化を行うことが、システムを利用したデータ利活用の要となる。ステップ（β版）の手順に従って、活用するデータの選定等を進め、A)～C)で集約・蓄積されたデータを活用して、ダッシュボードを実装すること。詳細の手順については、ステップ（β版）を参照することとする。

実装するダッシュボードは、以下のダッシュボードから、教育データ利活用の目的に応じて適切に選択・提案すること。

- 学校管理職が学校単位、学級単位の傾向をつかみ、学習指導や学校経営に活用する学校ダッシュボード
- 教師が児童生徒一人一人のデータを可視化し、個別の指導・支援に活用する教師向け個人ダッシュボード
- 教師が学級単位の傾向を掴み、学級経営や指導・支援に活用する学級ダッシュボード

- 児童生徒が自身の学びを振り返り次の学びにつなげるための児童生徒向け個人ダッシュボード
- 教育委員会が域内の学校全体の傾向をつかんだり、個別の学校の状況を把握したりするために活用する教育委員会ダッシュボード

③ データの利活用、効果や課題の確認（参照：ステップ（β版）Ⅳ．（２）６．及び（３）７．）

実際に②で構築したシステムを活用して、教育委員会や学校の日常業務の中で、ダッシュボードを参照し、教育データの利活用を行う。また、当初設定した目的に対して、十分な効果が得られているかを検証する。

（２）実証研究結果の報告及び効果検証への協力

実証自治体等は、受託者の求めに応じて、実証研究の効果検証に協力すること。効果検証の方法等については、教育委員会職員及び学校の教職員向けのアンケート調査やヒアリング調査を予定しているが、具体的には受託者に指示に従うものとする。アンケート調査項目、ヒアリング調査項目を決定するなど、受託者が具体的な検討や決定を行うに当たっても、適宜協力を行うこと。その際、ステップ（β版）を踏まえて円滑に実施できた取組のみならず、十分な効果が得られなかった事象に対する対応策や解決策、他の自治体の参考になり得る情報について積極的に報告すること。これらの情報の取りまとめ（資料作成を含む）は、受託者が実施するものとする。

また、実証自治体は、代表参画事業者等に対し、実証自治体が今後システムを運用していくことを踏まえた、設計書、運用・保守手順書、システムの課題、リスク引継ぎ事項、個別引継ぎ事項、改善提案引継ぎ事項等を記載した文書の作成、実証自治体及び受託者への提出をさせること。

６ 事業実施に当たっての留意点

（１）実証研究におけるパターン２のシステム

５．の内、パターン２の実施に当たっては、データ連携に必要な機能を有するデータ連携機能付システム（仮称）として、以下ア・イを想定しているため、本事業では、いずれかを活用して上記の機能を実現する実証研究を行う。なお、校務支援システムについては、一般社団法人全国地域情報化推進協会の準拠製品とする。

- | |
|--|
| <p>ア 学習 e ポータルを中心に上記の機能を実現する実証</p> <p>イ 校務支援システムを中心に上記の機能を実現する実証</p> |
|--|

一部の機能を実現するために、データ連携機能付システム（仮称）に付加的な機能を追加したり、追加のダッシュボードを構築したりすること等が必要な場合は、追加で構築等をして構わない。また、連携するツール・システムに新たにシステム構築等が必要な場合は、構築して構わない。ただし、新たに追加するシス

テムが以下（２）調達範囲に含まれているものであること。

（２）実証研究に関わる調達範囲

参画事業者において実証研究の実施に必要な費用を調達範囲とする。うち、5.（１）②の実施にあたって調達可能な範囲を例示する。ただし、期間に応じて必要となる費用については、実証期間に必要な分をのみを調達範囲とする。

- ・ A)～D)の機能を活用するにあたり必要なシステム構築費・ライセンス費
- ・ パターン２における学習eポータル又は校務支援システム又はパターン３におけるシステム連携基盤と連携する OS ソフト、各種学習ツール、デジタル教科書、その他校務系システム等のデータ連携に関して必要な構築費・ライセンス費
- ・ 校務系システムをクラウド化するのに必要な構築費・ライセンス費、ネットワーク回線に係る費用
- ・ その他、実証研究の実施にあたり、当然必要となる経費（備品の購入は含まない。）

なお、既に導入されており、実証研究の趣旨・内容に反しない形で利用可能なハードウェア、ソフトウェア、ライセンスは使用して構わない。

文部科学省による指定期間終了後も、実証自治体において、本事業における取組を継続、さらには普及するため、実証前への環境復元の経費は調達範囲の対象外とする。万が一、実証前の環境に戻したい場合は、その理由や必要性を文部科学省に示すとともに、実証自治体において費用を負担し、自ら実施すること。

（３）その他

その他、以下の点について留意すること。

- ・ 実証研究では、教育データの利活用自体が目的とならず、活用の場面・方策が、児童生徒の発達段階に応じた最適な活用や教師の業務に関して最適な活用となるように留意すること。単にシステム間でデータを連携し表示する取組にとどまるのではなく、利活用を通じて、データ利活用の効果や活用する際の留意事項等について総合的に検証する取組とすること。なお、実証研究結果が全国に普及することを見据えるため、データ利活用の内容が全国的な意義やニーズが認められるものであるとともに、研究の実施に当たっては再現性のある成果が得られる取組となるよう留意すること。
- ・ 応募にあたり、事前に教育委員会内の各データ所管課室と協力体制等について調整すること。

（４）セキュリティ等

実証自治体等は、文部科学省が求める場合は情報セキュリティ監査・情報シス

テム監査等に対応すること。

実証自治体等は、システムの機能開発等に当たっては次にあげる文書を遵守すること。

- ・サイバーセキュリティ基本法
- ・デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン
- ・政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和5年度版）
- ・政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和5年度版）
- ・政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範
- ・対策推進計画策定マニュアル
- ・政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に基づく情報セキュリティ監査の実施手引書
- ・情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル
- ・外部委託等における情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスク対応のための仕様書策定手引書
- ・政府機関等における情報システム運用継続計画ガイドライン
- ・政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針
- ・高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン

※上記文書については、下記URL等を参照のこと。

<http://www.nisc.go.jp/>

- ・文部科学省情報セキュリティポリシー
- ・文部科学省情報セキュリティポリシーに基づく規程（下位規程）

※「文部科学省情報セキュリティポリシー」に係る文書については、非公表の資料であるが、契約締結後に受託者が文部科学省に守秘義務の誓約書を提出した後に開示する。また、以下の文書を参照し、同文書に記載された環境から利用できるようにシステムの機能開発を行うこと。

- ・教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

※上記文書については、下記URLを参照のこと。

https://www.mext.go.jp/content/20240202-mxt_jogai01-100003157_1.pdf

なお、参画事業者については、情報セキュリティに係る認証（ISO/IEC27001又はプライバシーマーク）を取得していることを条件とする。ただし、当該認証取得者と同等以上の情報セキュリティマネジメント体制を構築・運用していることが明らかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、文部科学省の理解を得ること。）

（5）データの形式等

なお、データの形式等は、以下を参照すること。

- ・文部科学省教育データ標準

https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00001.htm

- ・初等中等教育におけるシステム間連携のための相互運用標準モデル

https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00001.htm#eportal_model

(6) 参照文書

実証自治体等は、委託内容を実施するに当たっては、以下の文書や事業等の内容を十分に踏まえること。今後の政府全体の検討状況、審査委員会等からの指摘事項等に基づいて内容等が変更になる場合があるので留意するとともに、その場合は文部科学省の指示に従うこと。

- ・効果的な教育データ利活用に向けた推進方策について（令和6年度議論のまとめ）（令和7年2月 教育データの利活用に関する有識者会議）
- ・次世代校務DXガイドブック-都道府県域内全体で取組を進めるために-（令和7年3月 文部科学省）
- ・教育データの利活用に係る留意事項（文部科学省）
- ・教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（文部科学省）
- ・校務系・学習系ネットワークの連携に関する実証事業（文部科学省）
- ・こどもデータ連携の取組の推進に関する調査研究等（こども家庭庁）
- ・教育データ連携の実現に関する調査研究等（デジタル庁）
- ・令和6年度事業（「教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用事業」（文部科学省 CBT システム（MEXCBT）の拡充・活用推進事業）～MEXCBT データ等の教育データの活用に向けた実証研究～）（文部科学省）
- ・上記のほか、教育データ連携や学校DX、学校の働き方改革の取組に関する関係各府省等の施策等

7 応募手続き等

(1) 応募者

応募者は、地方自治体（都道府県又は市区町村（政令指定都市含む））教育委員会とする。なお、複数の地方自治体による共同応募や地方自治法上の一部事務組合や広域連合による応募も可とする。なお、複数の地方公共団体による共同応募を行う場合は、幹事となる地方公共団体を定めた上で、当該地方公共団体が応募に必要な資料を提出すること。

(2) 応募に必要な資料

応募に必要な資料は次の通り。様式は、文部科学省ホームページからダウンロードすること。なお、用紙サイズはA4縦版横書きを原則とし、日本語で作成すること。また、文字サイズは10.5ポイント以上、枚数は最大20枚までとすること。

- ・申請書かがみ（別紙様式1）
- ・事業計画書（別紙様式2）

- ・所要経費の根拠資料
- ・誓約書（別紙様式3）

（3）事業計画書の必須記載事項

事業計画書の必須記載事項は、次の通りとする。ただし、必要に応じて、その他の事項を追加で記載しても差支えない。

① 応募者の概要

- ・応募者（地方自治体）の概要（名称、住所、代表者氏名、担当者情報）
- ・参画事業者の概要（名称、住所、代表者氏名、担当者情報）

② 実証研究の計画の詳細

- ・実証研究に係る自治体が抱えている課題や政策目的及びその背景
- ・実施体制、役割等がわかる全体像（図）
- ・システムの調達・導入に係る状況等
- ・実証予定のダッシュボード及び利用データの状況
- ・構築するシステム及びその環境の概要
- ・実証で開発する機能による効果や課題の確認
- ・事業の実施スケジュール
- ・自治体及び参画事業者における教育データ利活用に関する取組実績

③ 実証事業に必要な経費等

- ・実証事業に必要な経費

（4）公募に関する質問受領期限

令和7年6月17日（火）17：00

※なお、質問等に係る重要な情報は文部科学省 HP にて開示する。

（5）応募資料の提出期限

令和7年6月27日（金）17：00

（6）応募資料の提出方法

- ・応募に必要な資料は、「11 公募要領に関する連絡先・応募資料の提出先」に記載する連絡先宛てに電子メールにより提出すること。電子メールにより提出後、電話にて提出した旨を連絡すること。
- ・電子メールの件名は「【応募者の名称（例：〇〇県〇〇市）】事業計画書（令和7年度教育データ利活用の加速化事業）」とすること。
- ・電子メール送信上の事故（未達等）について、文部科学省は一切の責任を負わない。

8 誓約書の提出

応募者は、事業計画書の提出時に、参画事業者について暴力団等に該当しない旨の別紙様式の誓約書を提出すること。また、複数の参画事業者がある場合は全ての参画事業者について誓約書を提出すること。誓約書を提出しな

い者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の事業計画書は無効とするものとする。

9 実証自治体の選定

(1) 選定方法

審査会を設置し、審査要領及び審査基準を踏まえ、書面審査により実証自治体を選定する。

(2) 応募資料の確認

選定は提出された応募資料に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出や、応募資料の内容に関するヒアリング等を求める場合がある。

(3) 選定結果の通知

文部科学省は、令和7年7月中旬を目途に、すべての応募者に対して選定結果の通知を行う。実証自治体として採択された場合、必要に応じて文部科学省と実証自治体との間で調整の上、「(2) 応募資料の確認・修正」と同様に応募資料（実証研究に必要な経費を含む）の修正等を行う場合がある。

なお、本事業を進める中で、応募時に提出した事業計画を変更する必要がある場合は、受託者を通じて、文部科学省に申請すること。文部科学省は、審査基準に記載の事項が、変更前と変更後の事業計画において同様の水準であると認められる場合に限り、事業計画の変更を承認するものとする。また、事業の進捗に重大な遅れが生じるなど、当初の事業計画を完遂することが著しく困難であると文部科学省が判断した場合、実証自治体と協議のうえ、事業計画の変更（実証研究に必要な経費を含む）を要請する場合がある。

10 本事業の実施経費の規模等

(1) 経費の規模等

実証事業に必要な経費の規模は、1件あたり20,000千円（消費税を含む）を上限とする。

採択件数は、下記の通りとする。

- ・既にシステム環境が構築されている改修
パターン2 1件
- ・新たにシステム環境を構築
パターン2 1件
パターン3 1件

実証自治体の総数は、予算の範囲内で、応募状況を鑑み決定することとし、上記件数の経費の総額が0.6億に満たない場合は、追加で採択する。

なお、すべての実証団体において一律に上記の最大額を計上することは想定していないため、必要な経費についてはよく精査したうえで応募する

こと。

11 公募要領に関する連絡先・応募資料の提出先

住所 : 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2-2
文部科学省総合教育政策局教育 DX 推進室
TEL : 03-5253-4111 (代表) (内線 3619)
E-mail : kyoikudx@mext.go.jp
担当者 : 長屋、山本

「教育 DX を支える基盤的ツールの整備・活用事業」
(教育データ利活用の加速化事業)
実証自治体公募 審査基準

I 審査方法

審査は、実証自治体を選定するための審査委員会を設置し、書類選考により審査を行うこととし、必要に応じてオンラインによる面接選考を行うものとする。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す評価基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点のうち、最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

評価点が最低評価点を超える者の中から、原則として最も得点の高い者から順に上から採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。なお、最低評価点は、全ての項目において満点だった場合の合計点数に占める配点割合の 50%の点数とし、50%未満の点数の者は採択しないものとする。

IV 評価項目

1. 事業内容に関する評価（140 点）

- ① 本事業の趣旨、目的、条件及び内容を理解し、公募要領に記載した事業内容について網羅的に提案されていること。その際、単にシステム間でデータを連携し表示する取組にとどまるのではなく、利活用を通じて、データ利活用の効果や活用する際の留意事項等について総合的に検証する取組であること。(10 点)
- ② 実証研究に係る自治体が抱えている課題や政策目的及びその背景について、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること。(20 点)
- ③ システムの調達・導入に係る状況等について、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること。(20 点)
- ④ 実証予定のダッシュボード及び利用データの状況について、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること。(20 点)

- ⑤ 構築するシステム及びその環境の概要について、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること。(20 点)
 - ⑥ 実証で開発する機能による効果や課題の確認について、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること。(20 点)
 - ⑦ 取組の実施や効果検証を通じた成果について、他の地域への波及効果が期待できるものであること。(10 点)
 - ⑧ 実施スケジュールが具体的かつ合理的であること。(10 点)
 - ⑨ 不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定が妥当であること。(10 点)
2. 事業の実施体制に関する評価 (40 点)
- ① 本事業の成果を最大化するために、実証自治体と参画事業者との十分な連携・協力ができる体制を整えているかも含め、本事業を担当する組織・チーム、メンバーについて、必要な体制が確保されていること。(20 点)
 - ② 本事業の指定終了後も自立的かつ発展的な取組の継続が期待できる組織体制が整えられていること。(10 点)
 - ③ 教育データ利活用に関する取組実績を有すること。(10 点)

V 評価基準

- (1) 評価項目の「1. 事業内容に関する評価」及び「2. 事業の実施体制に関する評価」については、以下の5段階評価にて採点を行う。なお、「1. 事業内容に関する評価」②③④⑤⑥及び「2. 事業の実施体制に関する評価」①の項目については、括弧内の点数を採用する。

大変優れている＝10点（20点）	やや優れている＝8点（16点）
普通＝6点（12点）	やや劣っている＝4点（8点）
劣っている＝2点（4点）	

「教育DXを支える基盤的ツールの整備・活用事業」
(教育データ利活用の加速化事業)
実証自治体公募 評価シート

審査委員名：

審査対象自治体名：

評価項目	満点	点数	コメント
1. 事業内容に関する評価	140	0	
①本事業の趣旨、目的、条件及び内容を理解し、公募要領に記載した事業内容について網羅的に提案されていること。その際、単にシステム間でデータを連携し表示する取組にとどまるのではなく、利活用を通じて、データ利活用の効果や活用する際の留意事項等について総合的に検証する取組であること。	10		
②実証研究に係る自治体が抱えている課題や政策目的及びその背景について、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること。	20		
③システムの調達・導入に係る状況等について、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること。	20		
④実証予定のダッシュボード及び利用データの状況について、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること。	20		

	⑤構築するシステム及びその環境の概要について、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること。	20		
	⑥実証で開発する機能による効果や課題の確認について、実施の計画、内容が具体的かつ適切であり、その成果が期待できるものであること。	20		
	⑦取組の実施や効果検証を通じた成果について、他の地域への波及効果が期待できるものであること。	10		
	⑧実施スケジュールが具体的かつ合理的であること。	10		
	⑨不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定が妥当であること。	10		
2. 事業の実施体制に関する評価		30	0	
	①本事業の成果を最大化するために、実証自治体と参画事業者との十分な連携・協力ができる体制を整えているかも含め、本事業を担当する組織・チーム、メンバーについて、必要な体制が確保されていること。	20		
	②本事業の指定終了後も自立的かつ発展的な取組の継続が期待できる組織体制が整えられていること。	10		
	③教育データ利活用に関する取組実績を有すること。	10		
合計		170	0	

審 査 要 領

「教育 DX を支える基盤的ツールの整備・活用事業」（教育データ利活用の加速化事業）実証自治体公募における自治体の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

（秘密の保持）

第 1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

（利害関係者の審査）

第 2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文部科学省総合教育政策局教育 DX 推進室に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去 5 年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去 5 年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去 5 年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

2 前項の 1 号から 6 号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7 号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

（不公正な働きかけ）

第 3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省総合教育政策局教育 DX 推進室に報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。